

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	東京都公安委員会 第30002658号
	氏名又は名称	株式会社新日本規制
	代表者の氏名	小場 良輔
	主たる営業所の所在地	東京都足立区鹿浜1丁目14番22号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社新日本規制高崎事業所 群馬県高崎市倉賀野町4681番地1
処 分 年 月 日	平成29年3月10日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>株式会社新日本規制高崎事業所に対する立入検査を実施したところ、変更届出義務違反が判明したものを。</p> <p>警備業法第11条第4項において準用する同法第11条第1項 同法第58条第3号 同法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000211号
	氏名又は名称	オネスティ株式会社
	代表者の氏名	下山 富男
	主たる営業所の所在地	群馬県伊勢崎市宮子町3504番地2
	処分に係る営業所の名称及び所在地	オネスティ株式会社 群馬県伊勢崎市宮子町3504番地2
処 分 年 月 日	平成28年 3月 9日	
処 分 内 容	営業停止命令（平成28年5月1日から同年5月14日）	
処分理由・根拠法令	<p>法第11条第1項変更届出書の提出を受けたことにより、 変更届出義務違反が判明したもの。</p> <p>警備業法第11条第1項、同法第58条第3号 同法第49条第1項</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000235号
	氏名又は名称	小林 みなみ
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	群馬県佐波郡玉村町大字樋越1721番地14
	処分に係る営業所の名称及び所在地	栄進警備サービス 群馬県佐波郡玉村町大字樋越1721番地14
処 分 年 月 日	平成27年 9月18日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>栄進警備サービスに対する立入検査を実施したところ、 変更届出義務違反が判明したもの。</p> <p>警備業法第11条第1項、同法第58条第3号 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000211号
	氏名又は名称	オネスティ株式会社
	代表者の氏名	下山 富男
	主たる営業所の所在地	群馬県伊勢崎市宮子町3504番地2
	処分に係る営業所の名称及び所在地	オネスティ株式会社 群馬県前橋市下大島町746番地1 リエス前橋大島105 (平成27年1月20日 群馬県伊勢崎市宮子町3504番地2に移転)
処 分 年 月 日	平成27年3月12日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	オネスティ株式会社に対する立入検査を実施したところ、 警備員名簿等に係る不整備が判明したもの。 警備業法第45条、同法第48条	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	